

日本メソヂスト教会における監督制の背景

メソジズムにおける episkope の実践

林 牧 人

序

日本メソヂスト教会¹は、その教会統治の形態として「監督制（Episcopacy）」を保持していたことが知られている。日本基督教団という合同教会にあってなお、メソジストを特徴づける要素として、この「監督制」が挙げられることが多い。しかし、あまりにも自明な要素と認識されているだけに、多くのエピソードが語られることはあっても、日本メソヂスト教会の「監督制」そのものが、メソジズム全体のepiskope理解とその実践との中で、どのような位置づけを与えられるのかについては、あまり語られないのが現実である。

実際、メソジズム全体の中で、いわゆる「監督制」を保持している諸教会がどの程度の割合を占めているのだろうか。もちろん、規模的に圧倒的なのは「合同メソヂスト教会（UMC）」であり、どのメソヂスト諸教会よりも明確な episkope の実践として「監督制」を保持し、監督（Bishop）がその実践の主体である。UMCは、米国のリージョナル・チャーチとして最大の教派であるにとどまらず、ローマ・カトリック同様、世界中に広がるグロー

¹ ここで言う「日本メソヂスト教会」とは、1907年の3派合同によって成立した合同教会を指す。尚、本稿では、カナダ・ミッションによる合同前の教会を「日本メソヂスト教会（旧）」と記述する。

バル・チャーチの一つである。ヨーロッパ、アフリカをはじめ多くの国々に、UMCの「年会（Annual Conference）」が存在する。また、UMCを母教会とし、その福音宣教の結果生まれた諸教会も、その episkope 理解と「監督制」を保持していることが多い。しかしこの場合、母教会との関係は変化しているし、「監督制」を離れる可能性もあり得る。合同教会の形成に参加する場合などは当然異なる道を歩むことになる。

メソジズムのもう一つの流れは、英国を起点とするものである。むしろこちらがオリジナルであるが、独立などの事情も手伝って、米国メソジストの方が早くに教会として形成されたことから、世界のメソジズム全体の中での影響力は、数的に米国のそれに及ばない。しかし、メソジズムの episkope 理解を考えると、英国メソジストの存在は欠くことができない。それは、米国とは対照的に、episkope を具体化する実践の主体を、総会（General Conference）、年会、部会（District）、教区（Circuit）といった、教会組織のあらゆる場所に求めたからである。監督（Bishop）とその会議（Council of Bishops）ではなく、既に与えられている統治機構全体（Connexion）の中に、episkope の継承を見たのである²。この理解と実践は、英領カナダへもたらされ、カナダにおけるメソジスト教会の形成に多大な影響を与えている。英国メソジストを母教会とし、その結果生まれた諸教会もまた、この理解と実践にたっていることは言うまでもない。

日本メソヂスト教会を形成した3つのメソヂスト教会のうち、2つは米国経由の「監督制」の保持によって Episcopacy の継承と episkope の実践を行う教会であり、今ひとつはカナダ経由の「非監督制」教会であった。この両者が合同して生み出されたものが、日本メソヂスト教会の「監督制」である。故に、その制度は米国とカナダいずれの母教会とも異なるものとならざるを得なかった。この、新たに生み出された「監督制」は、果たして Episcopacy の継承と episkope を具体化する実践の担い手として考えることができるのであろうか。また、ここでの Episcopacy の継承と episkope 理解は、日本基

² "Episkope and Episcopacy (2000)", *Statements and Reports of the Methodist Church on Faith and Order* Vol. 2. Peterborough: Methodist Publishing House, 2000, p.391.

督教団の形成に、どのような参与の可能性を残しているのか。これらの問いについて考察するのが本論の目的である。

1. episkope と Episcopacy

一般的に、司教・主教 (Bishop) の職制を持つ教会だけが Episcopal と呼ばれる。episkope とは、ギリシア語で、監督する (oversight) の意味を持つ。この、聖書に示された監督権 (episkope) は、「監督制 (Episcopal) 」か「非監督制 (non-Episcopal) 」かを問わず、すべてのキリスト者共同体で実践されているはずである³。故に、episkope と episcopacy とは、厳密には同じではない。また、ローマ・カトリック、英国教会、正教会といった諸教会は、その司教・主教 (Bishop) だけが「歴史的司教・主教職 (historic episcopate) 」ないしは「歴史的継承 (historic succession) 」に属していると主張している。しかし、例えば、合同メソヂスト教会のように、監督 (bishop) の職制を有する教会でも、「歴史的継承」を主張しない教会もある⁴。このように、Episcopacy 理解もまた、一様ではない。

いわゆる「リマ文書 (1983年)」以後、episkope に関わる議論は、新たに定義された3つのカテゴリーを基にして展開されるようになったとすることができる⁵。「職制の実際面については、3つの考え方が重要である。つまり職制は、個人的 (personal)、集団的 (collegial)、共同体的 (communal) な3つの考え方に基づいて実践されなければならないのである。まず第一に、個人的な面からいって職制の実際を考えなければならない。なぜならば、キリストが御自身の民に臨在されるという事態は、福音を宣べ伝え、その共同体を呼び集めてその一致した生活と証しをつうじて主に仕えさせるために任じられたある一人の人物によって、もっとも効果的にさし示すことができる事態だからである。第二にこの職制の実際は集団的な面から考えなければな

³ "Episcopacy (1998)", *Statements and Reports of the Methodist Church on Faith and Order* Vol. 2., p.370.

⁴ "Episkope and Episcopacy (2000)", p.384.

⁵ *Ibid.*, p.385.

らない。なぜならば、この共同体がもっている関心を代表する役割は、同じ役割をになう他の同職の人々と共通する役割であり、それにたがいに参与するものだからである。そして第三に、この教會的職務とその共同体とのかわりの密接さは、職制の共同体的な面において示さなければならない。職制による教會的職務の実践は、その共同体の生活にその根拠をもち、その職務のいない手が神の御旨と聖霊の導きを見出すためには共同体全体の積極的な参与が必要であるからである」⁶。

職制に関する、上記の明確な理解は、諸教會の持つ諸伝統を客観的に検討、考察するための指針足りうるものである。実際、教會間対話では、有効に機能してきたし、また、課題の明確化に益している。また、この指針は、現在の教會に適用されるのみならず、その来し方を検討する際にも適用しうるものであろう。

2. ウェスレーの episkope 理解と実践

ウェスレーの episkope 理解の基本は、英国教會 (the Church of England) における「歴史的な主教職に基づく 3 職位 (主教・司祭または長老・助祭または執事)」によって継承され実践されるものである。しかし、彼の「歴史的な主教職」理解は、種々の経験と学びを通して変化していく。彼の関心事は、「歴史的な主教職」の保持ではなく、神に委託された群れをいかに正しく、ふさわしく導き、成長させるかという一点であった。ウェスレーは、メソジスト・ソサエティーの形成において、直接あるいは巡回説教者たちを通して episkope の実践の担い手となり、会議を主宰した。1744 年、最初の年會が開催されると、ウェスレーの持つ責任は、「監督者 (Overseer)」の側面を増していった⁷。

ウェスレーは、二つの召命について語っている。「わたしは、通常の

⁶ 日本キリスト教協議会信仰と職制委員会・日本カトリック教会エキュメニズム委員会編訳『洗礼・聖餐・職務』、日本基督教団出版局、1985年、90～91頁。

⁷ Moede, Gerald F. *The Office of Bishop in Methodism*. Zurich: Publishing House of the Methodist Church, 1964, p.17.

(ordinary) 召命と特別な (extraordinary) 召命の両方を得ています。わたしの通常の召命は主教によるわたしへの按手礼です。特別な召命は、わたしの牧会において働かれる神の働き、すなわち、このわたしの職務の実践において真理として共に神がおられることによって証明されるのです⁸。メソジストの伝道によって、ウェスレーの牧会の下に入った多くの人々を前に、もはや国教会だけに依らずに、彼らを養い、導かなくてはならないと感じていたウェスレーは、ここに「特別な召命」を見出したのである。やがてこれは、教職の不足にあえぐアメリカのメソジストを導くために、ウェスレーによる「特別な召命に基づく主教職」の行使へと踏み切らせた。1784年の按手礼執行である。この時までには、彼は、自らが、神から任じられた「聖書の Episcopos (主教)」であることを、その「特別な召命」の故に確信していたのである⁹。ここにはもはや、保守的な「歴史的主教職」理解は存在しない。この逸脱の責任はとにもかくにも、ウェスレー自身の「特別な召命」にのみ負わされるのであり、彼はそれを了としたのである。

上記のようなウェスレーの自己理解は、保守的な「歴史的主教職」理解から離れたとはいえ、episkope理解においては、個人的 (personal) 実践である点で、その枠組みを大きく変えてはいない。かかる「特別な召命」という主観的意識に基礎づけられたウェスレーのepiskopeの実践は、彼の下にある巡回説教者たちの資格を認定する根拠となったのである。無論、巡回説教者たちが説教者たりうるのは、まず第一に彼らの内にある「内的召命」という主観的意識が存在するの言うまでもないが、この「内的召命」を客観的根拠によって裏付けられることによって初めて、メソジストの群れ全体に説教者としての職務を果たす責任が付与される¹⁰。英国教会であれば、これは、「歴史的主教職に基づく3職位」への召命が、「歴史的主教職」を継承する主教による按手によって、客観的裏付けを与えられ、教会の群れ全体から承認され受け入れられるというプロセスを経ることになる。しかし、メソジ

⁸ Telford, John, ed. *The Letters of the Rev. John Wesley*. London: Epworth Press, 1931, vol.1, p.322

⁹ Moede, Gerald F. *op. cit.*, p.26.

¹⁰ 山中 弘『イギリス・メソヂズム研究』、ヨルダン社、1990年、93頁。

ストの場合、「特別な召命に基づく聖書的主教」であるウェスレーの承認をもって説教者がたてられることになる。この場合、按手はともなわず、説教者もまた、英国教会の秩序の中では信徒のままである。

メソジスト運動の拡大は、ウェスレー自身による監督権の実践を次第に困難にし、やがて、説教者たちは、それぞれ遣わされた場に於いて、ウェスレーの代理者としての「監督権」を行使することになる。ここに、説教者たちの集いである「年会」は、ウェスレーの実践するepiskopeの一部を共有する形になる。ここに、メソジズムにおける集団的 (collegial) なepiskopeの実践の主体が形成されるようになってよいであろう。しかしなお、ウェスレーは「特別な召命」に基づく監督権を保持し続ける。ここにすでに、ウェスレーと説教者集団との間に、監督権をめぐる緊張関係が発生していることは自明である。説教者が、自らの「特別な召命」に基づいて、聖礼典を執行したことに、ウェスレーは断固とした禁止命令を下す。しかし、その説教者は反駁する。わたしは、人々の霊的渴望に対して「特別な召命」が与えられている、と。これは、ウェスレーが主張する事柄と本質は何も変わらない¹¹。にもかかわらず、その説教者が説教者たりうるのは、ウェスレーの絶対的権威による承認によってである。かかる緊張関係は内包されたまま、英国メソジストに問題は受け継がれていくのである。

3. 英国メソジストの episkope 理解と実践

1791年、ウェスレーの死によって、英国メソジストはその存立の危機に直面する。ここで問題となったのは次の2点、即ち、ウェスレーの直接的後継者問題、及び英国教会との関係である¹²。これは、ウェスレーの絶対的権威によってたてられていた、メソジストの群れ全体に対する説教者の権威が、今後も維持できるかという問題であり、さらに、ウェスレーなしで説教者が自立しようと言うことは、メソジストの組織全体が、英国教会の権威との連

¹¹ 前掲書、186頁。

¹² 前掲書、201頁。

続性を脅かし、その権威との緊張関係をもたらすということである。

メソヂズムに最初にあらわれる episkope の具体的形は、ウェスレーという個人的 (personal) 権威である¹³。故に、ウェスレーの後継者は誰か、という問題が、episkope 理解と実践の鍵となる。ウェスレー自身は、1784 年の『宣言証書 (the Deed of Declaration)』によって「ハンドレッド (Legal Hundred)」と呼ばれる、巡回説教者の中からウェスレーによって選ばれた 100 名をもって後継者とすることを定めていた¹⁴。にもかかわらず、説教者たちの間には様々な思惑があり、中でも、ウェスレーから「総理 (Superintendent)」の按手を受けているコーク (Coke) やイングランドの総理として按手されたメイザー (Mother) 等は、ウェスレーの個人的後継者として、影響力を誇示するなどの動きを見せている¹⁵。ウェスレーの死後、最初の年会が開かれるまでの間に出された種々の、後継者問題をめぐる議論の中で「ハリファックス回状 (Halifax Circular)」では、「もはや、イスラエルに王はいらない」と記され、特定個人の突出を牽制する姿勢が明白である¹⁶。この流れは、1791 年の年会決議にも受け継がれている。ここでは、「ハンドレッド」の意義を減じない形で、年会における全説教者の平等が確認され、年会こそがウェスレー個人の episkope を継承実践する主体であることが確認された。加えて、教区 (circuit) の上位に部会 (district) が設定され、年会閉会時の episkope 実践の場が整えられた。ここに、英国メソヂストは、集団的 (collegial) な episkope 実践を軸に形成されることが確認されたのである¹⁷。

しかし、これによって、按手を受けた説教者とそうでない説教者との間に存在する区別が問題となる。この区別が、集団的 (collegial) な episkope 実践を根底から覆す要因となりかねないと考えられたからである。ウェスレーの死後も、いくつかの部会 (District Meeting) にて、按手礼の執行があっ

¹³ "Episkope and Episcopacy (2000)", p.386.

¹⁴ *Ibid.*

¹⁵ 山中 弘、前掲書、211 頁。

¹⁶ "President of Conference", *A Dictionary of Methodism in Britain and Ireland*. Peterborough: Epworth Press, 2000, p.279.

¹⁷ 山中 弘、前掲書、212 頁以下。

たが、1792年の年会は、按手礼の禁止を決議し、さらに、1793年の年会では、「Reverendの称号を用いることはしない」と、按手を受けた者と受けていない者との間の区別を廃止するとの決議を行っている¹⁸。即ち、ウェスレーの絶対的主権を個人的に継承する手段は失われ、教会統治機構全体の中に分散して継承されたそれも、客観的根拠を欠くものとなってしまったのである。ここにまた、英国メソジストの中に不安定さを残す要因があるといえよう。

英国教会との関係は、具体的には聖餐式問題となってあらわれる。ウェスレーの英国教会不分離の原則を受け継いだ年会は、相次ぐ聖餐式執行要求に対して揺れたが、1975年、「和解の計画(Plan of Pacification)」によって、年会が諸会の申請を公認する形で、聖餐式執行を認めるという筋道が確定した。これは、英国教会からの不分離を謳いながらも、聖礼典の執行に関する権威を年会が獲得したという点において、メソジズムの英国教会からの分離のプロセスの中で、決定的な位置を持つことになったといえる¹⁹。強いて言えば、年会との正式な関係(full connexion)にある巡回説教者たちは「ヴァーチャルな」按手礼を年会の権威によって授けられたともいうことができよう²⁰。このことは、必然的に、巡回説教者たちと、他の信徒たちとの区別を決定づけることにつながる。説教者層が、従来の二次的務めから、専従の聖職者としてプロ化する傾向とも相まって²¹、ここに、英国メソジストは、教会的権威をいただく「教会」へと前進したのである。

英国教会との関係にある意味で克服したメソジズムに課せられた課題は、教会としての統治機構と、それを実質化ならしめる権威の確立にあった。個人的な監督権の継承者の登場が求められる。そこに登場したのは、バンティング(Bunting)であり、彼は、ウェスレーの絶対的権威を、自己の体制の確立と共に再建し、4回も年会議長として選出され、自らを個人的episkope実践の主体としてたてあげることに成功したのである。1836年の

¹⁸ "Ordination", *A Dictionary of Methodism in Britain and Ireland.*, p.260.

¹⁹ "Plan of Pacification", *A Dictionary of Methodism in Britain and Ireland.*, p.273.

²⁰ "Ordination", *A Dictionary of Methodism in Britain and Ireland.*, p.260.

²¹ 山中 弘、前掲書、249頁以下。

年会は、按手礼の復活を決議したが、これにも、彼のリーダーシップを見出すことができよう²²。彼は、年会の優位性、即ち説教者（按手礼を受けた聖職者）の権威の構造化と自立を促し、これを確立した。年会議長は1年ごとの改選であり、あくまでも、生きているウェスレーとしての年会の権威が、episkope実践の主体である。しかし、ことが早急にすぎた嫌いがあるのも事実で、これに対する反発も根強く存在した²³。

英国メソジストは、その組織的脆弱さ故に、ウェスレーの死後、分裂を繰り返してきた。1932年、「合同証書（Deed of Union）」によって、大合同が成り、英国メソジストは、再び一つの教会として歩み始めた。この場合でも、教会統治の形態は、年会を中心とする集団的（collegial）なepiskope実践を基礎としている。もちろん、local church、circuit、districtといった教会統治の様々な場面で、集団的（collegial）なepiskope実践があり、それぞれの議長はある面で、個人的episkope実践を行っている。これらを統合して、共同体的（communal）なepiskope実践が、Connexion全体で行われていると考えることができよう²⁴。

1932年以降のメソジストは、依然として、「歴史的主教職に基づく3職位（主教・司祭または長老・助祭または執事）」理解には否定的であった²⁵が、1958年から68年にかけての英国教会との合同を目指す対話は、不成立に終わったものの、大きな転機となった。近年、再び英国教会との合同を視野に入れたepiskope理解が表明されている。メソジストが、その教会統治機構全体（Connexion）で、episkopeを実践してきたし、またしていることを確認した上で、Episcopacyをその統治に導入することに対して、おそれずに取り組むことを表明している。具体的には、誰がBishopになるのか、どのようにして「歴史的主教職」を取り入れるのか、などといった問が発せられている²⁶。

²² "Bunting. Dr Jabez", *A Dictionary of Methodism in Britain and Ireland.*, p.48.

²³ 山中 弘、前掲書、311頁以下。

²⁴ "Episkope and Episcopacy (2000)", p.391

²⁵ "Episcopacy (1998)", p.371.

²⁶ "Episkope and Episcopacy (2000)", pp.403ff.

4. 米国メソジストの episkope 理解と実践

米国におけるメソジストは、1766年、ニューヨークでアイルランドの一信徒によってもたらされた。その後、1769年の年会議事録にはじめて記述が見られる²⁷。1773年、最初のアメリカ年會が組織されてまもなく、独立戦争が勃発。アメリカ独立戦争は、英国教会の司祭の逃亡を招き、ただでさえ不足していた聖礼典の執行者の問題をいよいよ深刻にした。メソジストに属する者は、当然のごとく、英国教会の聖礼典に与ることが求められていたが、南部の説教者の一部は、司祭 (presbyter) に選出され、自ら按手礼を施し、聖礼典を執行し始めるという事態を招致した²⁸。のちに、この関係の破れは、アズベリーによって修復されているが、この問題の深刻さがうかがえる。1784年にいたり、ウェスレーは、コークを総理 (Superintendent) に、ワットコートとヴェイジーを長老 (elder) として按手し、聖職按手式文を含む「主日礼拝書 (the Sunday Service of the Methodists in North America)」とともに、米国に派遣するのである。

この聖職按手式文には、総理 (superintendent)、長老 (elder)、執事 (deacon) という3職位が規定されており、明確なEpiscopacy理解がここに存在する。しかし、ウェスレーの言葉遣いは微妙で、主教 (Bishop) や司祭 (presbyter) の用語をさけているが、ウェスレーの目的は、アメリカのメソジストを、監督教会 (episcopal church) として組織することにあったことは明白であり、かくして1784年のクリスマス年會において、米国メソジスト監督教会 (Methodist Episcopal Church) が組織されるのである²⁹。ただし、ウェスレーの意識の中にあっただのは、英国教会との連続性よりもむしろ、聖書と初代教会との連続性であり、それが、用語の選択にも現れ出ているといえよう³⁰。

²⁷ Moede, Gerald F. *op. cit.*, p.27.

²⁸ *Ibid.*, p.32.

²⁹ *Ibid.*, p.49.

³⁰ *Ibid.*, p.50.

1787年の年会で決議された、総理 (superintendent) から監督 (bishop) への移行は、ウェスレーを激怒させたが、議事録からウェスレーの名が削除されたことと合わせて考えると、Episcopacyの質的变化と言うよりは、米国の独立と教会の自立とがあいまって、英国との距離感を増大させていった結果と見るのが妥当であろう。尚、ウェスレーの名は 1789 年には「イタリック体で」復活している³¹。

米国に定住しない総理コークに比して、総理アズベリーは、ウェスレーの歩みを、米国という自由の文脈の中で、忠実に己が歩みとして展開した。それが、メソヂスト監督教会のepiskope理解と実践に深く影響している³²。それは、1784年の條例 (discipline) にあらわれている。

問 2 : 監督 (Bishop) は将来どの様に任命されるのですか。

答え : 年会の多数によって選出され、監督の按手によってである。

問 3 : その職務はなんですか。

答え : 我々の年会を議長 (moderator) として取り仕切り、教区 (circuit) の説教者たちの任命を確定し、年会の閉会時には、説教者たちの任地変更、資格受け入れ、資格停止を行い、また必要に応じて可能な限りの教区を巡回し、会 (societies) の霊的務めを果たし、監督、長老、執事を按手する・・・

問 4 : 監督はその采配について、どこに服従すべきですか。

答え : 年会にたいしてです。年会は、彼が不適当な采配をした時、必要に応じて彼を罷免することができます³³。

上記のように、米国におけるメソヂストの監督制 (Episcopacy) は、監督の権限にはじめから制限が加えられており、かつてキリスト教会に見られなかった新しいものとなったのである³⁴。監督ヌールセンは次のように語っている。

³¹ Mathews, James K. *Set Apart to Serve: The Role of the Episcopacy in the Wesleyan Tradition*. Nashville: Abingdon Press, 1985, pp.120ff.

³² Moede, Gerald F. *op. cit.*, p.51.

³³ The Book of Discipline of The Methodist Episcopal Church (1787). *Library of Methodist Classics*. Nashville: United Methodist Publishing House, 1992., p.8.

³⁴ Moede, Gerald F. *op. cit.*, p.52.

長老制度に監督制度を接ぎ木したようなものである。メソジストは監督(Bishop)を、聖公会(episcopalian)がそうしているのと同じようには受け入れないだろう。「我々は、西方教会、東方教会、英国教会、ルーテル教会のBishopの様な特別な主張はしない。単純に言ってまったく異なるのだ。彼らの又従兄弟のいここにも当たらぬ」とアズベリーは語っている。監督の職務は、メソジスト教会においては、明確な義務と権利を伴う、教会管理のための職務であり、リーダーシップの職務であり、教会の本質には属していない。この義務と権利は、その方がよいと判断される時には、最高決議機関である総会(General Conference)が、これに代わることのできるものである³⁵。

このように、米国メソジストの監督制(Episcopacy)は、ウェスレーの意図した通りに形成された。それは、監督が長老と職制上同列に位置し、監督は長老の群れから選出され特別の職務を果たし、長老の群れに従順であるということである³⁶。ここに、個人的(personal)な episkope が、集団的(collegial)な episkope によって規定され、協働して、全体として共同体的(communal)な episkope を実践するという、米国メソジストの Episcopacy の基本形が具体化する。ただし、英国のそれと大きく異なるのは、個人的(personal)な episkope の実践の主体が、按手によって明確にされていること、そして、監督職が終身制である点である。

故に、監督権の継承という点では、明快である反面、教会統治機構全体の中での信徒の位置づけが著しく制限されることにもなった。これがやがて、監督権の強化に反発する形で、信徒の年会参加要求を生みだし、メソジスト・プロテスタント教会の分離を招致するのである³⁷。また、監督制と奴隷制度の双方からの解放を主張したウェスレアン・メソジストの分離(1843 年)をはじめ、その他、いくつかの分離が、監督制をめぐる引き起こされていくのであるが、これは、米国メソジストの Episcopacy が元々持っている、個人

³⁵ *Ibid.*

³⁶ *Ibid.*

³⁷ Mathews, James K. *op. cit.*, p.159.

的 (personal) な episkope が、集团的 (collegial) な episkope によって規定され、協働して、全体として共同体的 (communal) な episkope を形成するという緊張関係の中であって、やむを得ない事態であるといわざるを得ないであろう。1845 年の南メソジスト監督教会の分離は、直接監督制に起因するものではないとはいえ、1939 年の合同までの約百年の間、独自の監督制の発展を見せることとなった。しかし、両者の相違は驚くほど少なく、強いて言えば、南の方がより強力な Episcopacy を保持し、北部の方が、「監督による」というよりも「監督と共に」教会統治を行うという、緩やかな Episcopacy を持つに至った³⁸。

1939 年、南北メソジスト監督教会並びにメソジスト・プロテスタント教会は再合同し、新たに「メソジスト教会 (the Methodist Church)」として出発した。この際、監督の選出母体が総会から新たに設置された地域会 (Jurisdictional Conference) へと委譲された。米国独自の地域格差とその独自性を尊重しての結果であるが、新たな分離の火種となるとの懸念もあった。しかし、教職信徒同数で構成される地域会で監督が選出されるのは、メソジスト・プロテスタントの貢献が大きい。1968 年の福音同胞教会 (EUB) との合同に際しても、大きな変更はなく、現在に至っている³⁹。

5. カナダ・メソジストの episkope 理解と実践

カナダにおけるメソジストの伝道は、1765 年、アイルランドの伝道者カウランが、ニューファウンドランドにて伝道を始めたことが起源とされ、その後 6 年して、ノヴァスコティアに、英国ヨークシャーから数名のメソジストが移住してから、集会が始まったといわれる。1779 年、ウィリアム・ブラックという青年が回心し、伝道に大きな成果を上げ、数教会が形成されるに至った。1781 年、巡回説教者となった彼はウェスレーに書簡を送り、カナダ伝道への支援を要請した。その結果、アメリカ・メソジストとの協力を提案さ

³⁸ *Ibid.* p.172.

³⁹ *Ibid.* p.176.

れ、1784年、クリスマス年会にて、コークより按手礼を受けた。1789年には、ノヴァスコティアの監督として任命されている。このように、カナダ伝道の初期には、長期間にわたって米国メソジスト監督教会の影響下にあった⁴⁰。

1810年代、英国ウエスレアン宣教協会による伝道と、監督教会のそれが対立し、監督教会が下カナダから、宣教協会が上カナダからそれぞれ手を引くことで妥協がはかられることもあった。やがて、1828年、監督教会は、カナダ年会を独立させ、カナダ・メソジスト監督教会を組織した。相変わらず、英国宣教協会との間は緊張と対立が続いたが、1847年だいたいの解決を見、1855年、両者は合同し、一つの年会を組織するに至った。カナダ・ウエスレアン・メソジスト教会を組織した⁴¹。この際、監督制と非監督制の合同が行われたのであるが、年会議長をたてて、監督制を廃することとなった。英国流のepiskope実践が、Episcopacyを凌駕したのである。これが、1度目の監督制の放棄である⁴²。

1874年、メソジスト・ニューコネクションをはじめとする2教会がウエスレアン・メソジストと合同し、カナダ・メソジスト教会(The Methodist Church of Canada)を組織した。続いて1884年、最後まで残っていたカナダ・メソジスト監督教会(1834年に組織)をはじめとする3教会が合流して、メソジスト教会(The Methodist Church)を組織して、カナダのメソジストの合同が完成した。監督教会以外の2教会は、プリミティブ・メソジストとバイブル・クリスチャンで、彼らは、信徒代議員制度を支持していたが故に、合同教会にもそれが導入されることとなった。また、監督(Bishop)という役職名は退けられ、総督(General Superintendent)が選出され、総会を司ることとなった⁴³。ここでまた、2度目の監督制放棄が行われたことになる。

この結果、採用された教会統治の方法は、大体を英国メソジストのそれに

⁴⁰ "Black, William", *A Dictionary of Methodism in Britain and Ireland.*, p.33.

⁴¹ "Canada", *A Dictionary of Methodism in Britain and Ireland.*, p.54.

⁴² 澤田泰紳「日本メソジスト教会史」、同志社大学人文科学研究所編『日本プロテスタント諸教派史の研究』、教文館、1997年、156頁。

⁴³ Handy, Robert T. *A History of the Churches in the United States and Canada.* London: Oxford University Press, 1976, p.346.

依りながらも、総会によって選出される総督 (General Superintendent) をたて、個人的 (personal) な episkope よりも、むしろ、集団的 (collegial) な episkope によって規定され、協働して、さらには、信徒代議員の参加も相まって共同体的 (communal) な episkope 実践を行う、民主的な制度に特色がある。これはやがて、1925 年の会衆派、長老派との合同によるカナダ合同教会 (the United Church of Canada) 形成の下地になっていることは言うまでもないであろう。

6. 日本メソヂスト教会の episkope 理解と実践

前述した通り、日本メソヂスト教会は、メソヂスト系 3 教会の合同によって成立した合同教会である。即ち、米国メソヂスト監督教会、米国南メソヂスト監督教会、日本メソヂスト教会 (旧、カナダ) の 3 教会の合同である。合同に至る過程では、メソヂスト・プロテスタント (美普) 教会、福音教会、同胞教会を加えた 6 派合同も検討されていた⁴⁴。しかし、福音と同胞は、早々に離脱。他の 4 派は、在日本教会提出の合同基礎案ないしは合同請願を承認し、各派委員を挙げて、1906 年、バルチモアで、第一回の全権委員会が招集されたが、監督制と非監督制の溝はいかんともしがたく挫折。美普はこのとき離脱する。これを受けた米国南北両監督教会は、監督制を持つ 2 者だけの合同を画策する。しかし、これに対する在日本教会の反発と衝撃は大きく、本多庸一等は、3 派合同の必要性を力説した。おりしも、その年 5 月、日本メソヂスト教会 (旧) の第 18 回年会が甲府で開催され、カナダ母教会から、総督カーマンと伝道会社社長サザランドが来日し、これに参加した。また、監督教会からは本多庸一、ソーパー等が参加し、カーマン、サザランド両師と懇談、3 派合同に向けて尽力してくれるよう懇願した。その年の 7 月、カーマン、サザランドの両師の呼びかけで、3 派の全権委員が再びニューヨークにて会談し、全会一致を持って「合同基礎案」を承認、在日本教会の合同

⁴⁴ 澤田泰紳、前掲書、173 頁。

を可決した⁴⁵。かくして、日本メソヂスト教会が組織されることとなった。

今までの各派の伝道の形態は、いわゆる教派移植型で、宣教師の派遣に続いてただちに宣教部会（カナダは日本部会）を組織し、本国教会の組織の中に伝道地の諸教会を位置づけていくというものである。やがて、伝道が進展すれば、日本年会を組織して、体制を固めるというやり方である。しかし尚、日本年会は、本国の総会の監督権（episkope）の内にある。監督教会のハリスは、日本及び朝鮮の監督として任命されていたが、彼の背後には本国教会の監督たちが控えており、決して一人だけで監督権を行使する立場には置かれていない、という具合である。

日本メソヂスト教会の成立は、これらの関係を一変させるものであった。日本メソヂスト教会は、3派のいずれの監督権（episkope）からも独立して、独自に episkope の実践を行うことになった。母教会との関係は、教会統治上対等となり、3派から派遣の宣教師は、日本メソヂスト教会の年会会員として受け入れられ、その、episkope の下に入るようになった。

三派合同基礎法中に考定せられたるが如く、日本メソヂスト教会と協力伝道をなすべく三派より派遣せられたる宣教師諸氏にして、書面を以て其の希望を述ぶるときは、日本年会員と同一の特権を享有すべし。若し本人日本メソヂスト教会の條例に違反することあるときは、監督は本人所属教会の当局者に照会して相当の処置をなさしむべし⁴⁶。

監督ハリスの地位については、その米国メソヂストの監督としての地位は終身制につき変わることはないが、日本メソヂスト教会においては、監督権を喪失した。そのかわり、日本メソヂスト教会名誉監督として推挙された⁴⁷。

合同教会である日本メソヂスト教会の教会統治はいかなる形となったか。それは、監督制（Episcopacy）を取っているように見えながら、実際は、カナダのそれに近い総督制（General Superintendency）である。実際、全権

⁴⁵ 前掲書、180頁。

⁴⁶ 高木壬太郎編『本多庸一先生遺稿』、日本基督教興文協会、1918年、425頁。

⁴⁷ 前掲書、422頁。

委員会の議事録には次のように記されている。

The General Superintendent (Kantoku) shall be elected by the General Conference for eight years by ballot, without nomination or debate, and shall be eligible for re-election.⁴⁸

ここには、監督という名称にもかかわらず、実体が総督 (General Superintendent) であることが明確に示されている。ここに、日本メソヂスト教会は独自の監督制(実際は、監督制の放棄)を持つ教会、しかもそれは、個人的 (personal) なepiskopeよりも、むしろ、教師団体としての年会の集団的 (collegial) なepiskopeによって規定され、さらには、年会、総会における信徒代議員(信徒総代)の参加があって共同体的(communal)なepiskope実践を伴う制度を持つ教会であることが明らかである。一人だけの監督というのは、本来のメソジズムにおけるepiskope実践にはなじまないが、これを、総督ないしは総会議長と読み替えれば、episkope実践の形として、メソジズムの歴史の中にそれを求めることができる。ただし、條例には、「総会は巡回長老中より、其の必要と認むる数に従いて監督を選挙すべし(92条)」⁴⁹とあり、米国メソヂスト監督教会の様に、複数の監督による集団的 (collegial) なepiskope実践の形態も想定されていることがわかる。このあたり、合同に際しての折衷が見られなくもない。実際、日本メソヂスト教会の監督の職務は、母教会の監督ないしは総督に比してどの様な位置にあるのであろうか。

総会で選挙によって選出されるのは変わらない。しかし、監督教会の監督が終身であるのに対し、日本のそれは任期制である。任期が済めば、再び、一巡回長老となる。これは、カナダ教会の総督に等しいが、任命の際、按手を伴う聖別式が行われる点で異なる。また、日常の教務執行の主体として、ある意味年会よりも重要な、部会 (District) の設置、部会長の任命に関し

⁴⁸ 澤田泰紳、前掲書、182頁。この原文はタイプ打ちのもので、後に活字組で印刷されたものは、The Kantoku shall be... と記述されているという。監督任期は後に4年と改正。

⁴⁹ 『日本メソヂスト教会條例』、日本メソヂスト教会、1907年。

ては、監督教会が監督の権限としているのに対し、カナダ教会のそれは、年会の権限としている。日本教会は、部会の設置に関しては、部長と協議して決定、部長の選出に際しては、任命制度を取りつつも、総会で倍数ないしは3倍数の候補者を選出し、その中から選ぶということになっている⁵⁰。教職の任命についても同様で、條例には「部長と協議の上監督これを決定すべし(126条2項)」⁵¹とあり、ここでは、集団的(collegial)なepiskope実践が、個人的(personal)なepiskope実践よりも全面に出ているという、日本メソヂスト教会のepiskope実践の特徴がよく現れ出ているといえよう。

結

英国ブライトンで開催された、世界メソヂスト協議会(WMC)の主催する世界メソヂスト大会に参加した折り、会場の壇上に、大きないすが置かれているのに気づいた。WMC議長の説明では、ウェスレーの実際に用いていたすだという。数日会期が過ぎて、このいすに、杖が立てかけられた。どう見てもその杖の形は「主教杖」であった。自らを「聖書的 episcopos」と称したウェスレーを象徴するのに、ふさわしいものかもしれないと感じたが、ここに、WMC即ちメソヂスト・ポディー全体の episkope 理解が表現されているように思う。

すなわち、メソヂズムにおける episkope 実践について、現在の形がどうであれ、その監督権(episkope)の源そのものは、ウェスレーに遡る以外ないということである。ただし、按手による連続性が、この episkope の正当な後継者であることを保証するわけではない。監督制を取ろうと、そうでない政体を取ろうと、メソヂズムの episkope は、ウェスレーに由来するのであり、その意味で、あのいすに立てかけられた「主教杖」の下に置かれ、導かれるのである。もちろん、ウェスレー自身がこういう表現を是とするかは別であるが、ウェスレーという媒介を通して、メソヂズムは、聖書と初代教

⁵⁰ 澤田泰紳、前掲書、183～184頁。

⁵¹ 『日本メソヂスト教会條例』、日本メソヂスト教会、1907年。

会との連続性を主張し、さらには、英国教会という歴史の実体を持つ教会との関係から、歴史的監督権 (historic episcopate) に与る契機をも与えられていると解して良いであろう。

上記文脈の中で、日本メソヂスト教会の位置づけは、監督制そのものではなく、ウェスレーに端を発する episkope がどこに継承されているのかを考察することによって明らかとなる。

いずれにせよ、日本メソヂスト教会の監督制は、Episcopacy と称するには不完全また不適当な点が多いといわざるを得ない。しかし、episkope の継承については、その教会統治全体の中で、とりわけ、年会、部会における集団的 (collegial) な episkope 実践の中に明確に表現されているといえよう。その上で、監督は、episkope 継承の象徴としての機能を持ちうるのである。まず監督ありきではなく、集団的 (collegial) な episkope が先行するのである。

しかし、スタートであるウェスレーがそうであったように、メソジズムの episkope は、個人的 (personal) な episkope 実践に傾く要素を常に包含している。日本メソヂスト教会も例外ではない。ここに、監督にまつわる種々のエピソードを生みだす要因があるのである。

以上、メソジズムのもつ episkope 実践の多様性は、日本メソヂスト教会にもしっかりと受け継がれた。表面的制度ではなく、その本質である episkope の継承に焦点を合わせることで、創造的制度の形成に貢献する道が開けるはずである。他の諸伝統との episkope 共有という課題を担う日本基督教団の形成に、日本のメソジズムは、会議制の充実を求める形で、この立場から参与することができる。世界各国の合同教会形成の中心に、監督制と非監督制を問わず、絶えずメソジズムの諸伝統が存在することは、日本においても同様である。

(日本基督教団洛北教会牧師)